

「中華人民共和国外国投資法（草案の意見募集稿）」の要点について

(2015年2月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
青島事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1.背景	1
2.草案の要点.....	1
3.草案に関する評価.....	21
(1)中国の外資法体制に関する全面的な再構築	21
(2) 新制度の創出と形式より実質重視の原則	21
(3) VIE モデルに対する影響	22
(4)今後の立法プロセス.....	23

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)青島事務所が中倫律師事務所に作成委託し、2015年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび中倫律師事務所には、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび中倫律師事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所

E-mail: PCQ@jetro.go.jp



作成委託先：
中倫律師事務所
<http://www.zhonglun.com>

弁護士 李海容
弁護士 馬 冰
弁護士助手 陳 墨

〒100022 中国北京市朝阳区建国門外大街
甲6号SKビル36/37層
Tel: (8610) 5957-2288
Fax: (8610) 5957-2211



中倫律師事務所
ZHONG LUN LAW FIRM

「中華人民共和國外国投資法（草案の意見募集稿）」の要点について

1.背景

中国商務部は、2015年1月19日に「中華人民共和國外国投資法（草案の意見募集稿）」（以下「草案」という）を公表し、同年2月17日までの意見募集を開始した。

経済の発展に伴い、30年以上も施行してきた外資三法はすでに中国の改革開放の情勢に合わなくなり、外資三法を改正し、外国投資を規制する統一した基本法律の制定が必要となっている。草案はこのような背景のもとで公表されたものである。

2.草案の要点

草案は全11章170条から構成され、章立ては第一章 総則、第二章 外国投資者および外国投資、第三章 参入管理、第四章 国家安全審査、第五章 情報の報告、第六章 投資の促進、第七章 投資の保護、第八章 苦情の協調および処理、第九章 監督、検査、第十章 法律の責任、第十一章 附則となる。

上記のとおり、草案には外資の参入および運営管理制度、国家安全審査等の広範な内容が含まれ、比較的長文の法令となっている。その主な内容は以下のとおりである。

項目	関連条文	要点解説
外国投資者及び外国投資の定義	第11条～第19条、第45条 条文抜粋: 第11条 【外国投資者】 本法において「外国投資者」とは、中国国内において投資する次の	・ 外国投資者の定義について、登録地基準のほか、「実質支配」という基準も導入されている。 いわゆる外国投資者によって支配される国内

項目	関連条文	要点解説
	<p>各号に掲げる主体をいう。</p> <p>(一)中国国籍を有しない自然人</p> <p>(二)他の国又は地域の法律により設立された企業</p> <p>(三)他の国又は地域の政府及びその所属部門又は機構</p> <p>(四)国際組織</p> <p>前項所定の主体の支配を受ける国内企業は、外国投資者とみなす。</p> <p>第12条【中国投資者】</p> <p>本法において「中国投資者」とは、次の各号に掲げる主体をいう。</p> <p>(一) 中国国籍を有する自然人</p> <p>(二) 中国政府及びその所属部門又は機構</p> <p>(三) 前2号の主体の支配を受ける国内企業。</p> <p>第14条【外国投資企業】</p> <p>本法において「外国投資企業」とは、全部又は一部について外国投資者が投資し、かつ、中国法により中国国内において設立された企業をいう。</p> <p>第15条【外国投資】</p> <p>本法において「外国投資」とは、外国投資者が直接又は間接的に従</p>	<p>企業は、外国投資者とみなされる。この場合、当該国内企業は二重の身分を有する。すなわち外国投資企業（中国法人）であると同時に、再投資を行う場合には外国投資者とみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国投資者の定義も設けられ、外国投資者が中国投資者によって支配される場合には、その中国国内における投資は、中国投資者による投資とみなされうる。 ・ 外国投資の範囲が拡大され、新設、買収合併、中長期融資、天然資源の探査・開発またはインフラ建設・運営に係る特許に基づく権利の取得、不動産権利の取得、契約、信託等の方式による支配等の投資方式も外国投資に含まれるとされている。 ・ 草案には、現中外合弁企業法における25%とい

項目	関連条文	要点解説
	<p>事する次の各号に掲げる投資活動をいう。</p> <p>(一) 国内企業の設立</p> <p>(二) 国内企業の株式、出資持分、財産持分、議決権その他これらに類似する権益の取得</p> <p>(三) 自身が前号にいう権益を保有する国内企業に対する期間1年以上の融資の提供</p> <p>(四) 国内又はその他中国の資源管轄領域に属する自然資源の探査・開発に係る特許に基づく権利の取得又はインフラ建設・運営に係る特許に基づく権利の取得</p> <p>(五) 国内の土地使用权、建物所有権等の不動産権利の取得</p> <p>(六) 契約、信託等の方式による国内企業の支配又は国内企業の権益の保有</p> <p>国外取引によって国内企業の実質支配権が外国投資者へ移転することになった場合には、外国投資者の中国国内における投資とみなす。</p> <p>第18条【支配】</p> <p>本法において「支配」とは、特定の企業について、次の各号に掲げる条件のいずれかに適合する状況をいう。</p> <p>(一) 当該企業の百分の五十以上の株式、出資持分、財産持分、議</p>	<p>う外商投資比率の要求が定められていない。これと関連する投資優遇政策等は、業界ごとの発展状況および特殊経済区域における必要性に応じて別途制定されることになる。</p>

項目	関連条文	要点解説
	<p>決権その他類似する権益を直接又は間接に保有する場合</p> <p>(二) 当該企業の株式、出資持分、財産持分、議決権その他類似する権益の直接又は間接の保有が百分の五十未満ではあるが、次に掲げる状況のいずれかがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該企業の董事会又はそれに類似する意思決定機構の半数以上の構成員を直接又は間接に任命する権利を有している。 2. 自身の指名した者によって当該企業の董事会又はそれに類似する意思決定機構の半数以上の議席の取得を確保する能力を有している。 3. 享有する議決権が株主会、株主総会又は董事会等の意思決定機構の決議に対し重大な影響を及ぼすのに十分である。 <p>(三) 契約、信託等の方式を通じ、当該企業の経営、財務、人事又は技術等に対して決定的な影響を与えることができる場合</p> <p>第19条【実質支配者】</p> <p>本法において「実質支配者」とは、外国投資者又は外国投資企業を直接又は間接に支配する自然人又は企業をいう。</p> <p>第45条【実質支配状況によるみなし内資】</p> <p>本法第11条【外国投資者】第1項第(二)号所定の外国投資者で、中国投資者の支配を受けているものは、中国国内において実施制限目録範囲内の投資に従事するにあたり、参入許可を申請する際に、書面</p>	

項目	関連条文	要点解説
	<p>による証明資料を提出し、当該投資を中国投資者の投資とみなすよう申請することができる。</p> <p>外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、外国投資者が前項の規定により提出した申請に対して審査を行い、中国投資者の投資とみなすか否かの審査意見を作成し、かつ、参入許可決定において説明を加えなければならない。</p>	
参入管理制度	<p>第6条、第20条～第47条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第6条【内国民待遇】</p> <p>外国投資者の中国国内における投資は、内国民待遇を享有する。ただし、本法第23条【目録制定手続】に基づいて制定される外国投資特別管理措置目録(以下「特別管理措置目録」という)に別段の定めのある場合を除く。</p> <p>第20条【外資参入許可制度】</p> <p>国は、統一的な外国投資参入許可制度を実行し、外国投資を禁止又は制限する分野に対しては、特別管理措置目録により管理を実施する。</p> <p>第25条【実施禁止目録】</p> <p>外国投資者は、実施禁止目録に明記された分野に投資してはならな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国投資者の中国における投資について、ネガティブリスト(特別管理措置目録)に定められる参入禁止・制限の分野以外は、内国民待遇の原則に従い、政府部門の許認可等が必要なくなる。 ・ ネガティブリスト管理により、ほとんどの外国投資案件には許認可が不要となると予想され、許認可が必要である案件についても、審査の対象は、従来の合弁契約や定款等ではなく、外国投資者およびその投資行為の影響等となる。

項目	関連条文	要点解説
	<p>い。</p> <p>外国投資者が国内企業の株式、出資持分、財産持分その他の権益又は議決権を直接又は間接に保有する場合には、当該国内企業は、実施禁止目録中に明記された分野に投資をしてはならない。ただし、国務院に別段の定めのある場合を除く。</p> <p>第26条【実施制限目録】</p> <p>実施制限目録には、次の各号に掲げる状況が含まれる。</p> <p>(一) 国務院の定める金額基準を超える投資</p> <p>(二) 外国投資の実施が制限される分野</p> <p>外国投資が実施制限目録に記載された状況に関係する場合、実施制限目録所定の条件に合致させ、かつ、本法により外国投資主管部門に対して外国投資参入許可を申請しなければならない。</p> <p>実施制限目録中に明記されていない場合には、参入許可を申請する必要はない。</p> <p>第28条【投資額の累積計算】</p> <p>外国投資者は、2年の間に同一の投資事項に対して投資を複数回実施し、その投資金額が累積で実施制限目録中所定の基準に達する場合には、本法により参入許可を申請しなければならない。</p> <p>第29条【投資額への融資算入】</p> <p>外国投資者は、自身が権益を保有する国内企業に対して期間一年以上の融資を直接又は間接に提供した場合には、融資額を投資額に繰り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネガティブリストの実施制限目録には、投資分野および金額という2つの基準がある。金額基準について、投資金額が一定期間内に累計で計算される（外国投資者が2年の間に同一投資事項に対し投資を複数回実施する場合、その投資金額が累計で合算される。また、外国投資者が自ら権益を保有する国内企業に対し直接または間接に1年以上の融資を提供した場合、融資額は投資金額に合算される。） ・ ネガティブリストに係る参入許可について、事前の業界許可が必要な場合、まず同業界許可を取得し、参入許可の申請の際に提供しなければならない。

項目	関連条文	要点解説
	<p>入れて計算しなければならない。</p> <p>第32条【審査要素】</p> <p>外国投資主管部門は、次の各号に掲げる方面から、外国投資に対して参入許可審査を行わなければならない。</p> <p>(一) 国家の安全に対する影響</p> <p>(二) 特別管理措置目録所定の条件に合致しているか否か</p> <p>(三) エネルギー資源、技術革新、雇用、環境保護、安全生産、地域の発展、資本項目管理、競争、社会公共の利益等に対する影響</p> <p>(四) 業界の発展に体する実質的な影響及び支配力</p> <p>(五) 国際条約義務</p> <p>(六) 外国投資者及びその実質支配者の状況</p> <p>(七) 國務院所定のその他の要素</p>	
<p>国家安全審査制度</p>	<p>第48条～第74条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第48条【安全審査制度】</p> <p>国家の安全を確保し、外国投資の規範化及び促進をするために、国は、統一的な外国投資国家安全審査制度を確立して、国家の安全を害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全審査の立法レベルは「法律」レベルに昇格となった。 ・ 国家安全審査の対象は、業種等の限定はなく、「国家の安全を害し、または害する可能性があ

項目	関連条文	要点解説
	<p>し、又は害する可能性があるすべての外国投資に対して審査を行う。</p> <p>第50条【投資者による安全審査申請】</p> <p>外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性がある場合には、外国投資者は、国務院の外国投資主管部門に対して国家安全審査申請を提出することができる。</p> <p>第55条【職権による安全審査の始動】</p> <p>連席会議は、国家の安全を害し、又は害する可能性がある外国投資について国家安全審査を行うことを職権により決定することができる。</p> <p>関係する部門、業界団体、同業企業、川上・川下企業及び外国投資者以外のその他の当事者は、いずれかの外国投資について国家安全審査を行う必要があると認める場合には、国務院の外国投資主管部門に対して国家安全審査の実施申入れを行うことができる。連席会議は、国家安全審査を行う必要が確かであると認める場合には、審査の実施を決定することができる。</p> <p>連席会議が国家安全審査始動決定を下した場合には、国務院の外国投資主管部門は、外国投資者に書面により告知しなければならない。</p> <p>第57条【安全審査の要素】</p> <p>外国投資に対して国家安全審査を行うにあたり考慮すべき要素には、次の各号に掲げるものが含まれる。</p>	<p>るすべての外国投資」となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全審査は、外国投資者の申請または政府部門の職権により開始することができる。 ・ 国家安全審査の考慮要素、審査手続(一般審査と特別審査)、期間(一般審査30日、特別審査60日)、強制措置等がより明確に規定されている。 ・ 国家安全審査決定について、行政不服申立および行政訴訟の適用除外が規定されている。

項目	関連条文	要点解説
	<p>(一) 国防の安全に対する影響。これには、国防に必要な国内製品の生産能力、国内サービス提供能力及び関係する設備施設に対する影響、並びに重点的又はセンシティブな国防施設の安全に対する影響が含まれる。</p> <p>(二) 国家の安全に係る基幹技術の研究開発能力に対する影響</p> <p>(三) 国家の安全に係る分野における我が国技術の先端的地位に対する影響</p> <p>(四) 輸出入規制を受ける軍民両用物質及び技術の拡散に対する影響</p> <p>(五) 我が国の基幹インフラ及び基幹技術に対する影響</p> <p>(六) 我が国の情報及びネットワークの安全に対する影響</p> <p>(七) 我が国のエネルギー、食料及びその他の基幹資源方面における長期需要に対する影響</p> <p>(八) 外国投資事項が外国政府の支配を受けているか否か</p> <p>(九) 国の経済の安定的運営に対する影響</p> <p>(十) 社会公共の利益及び公共の秩序に対する影響</p> <p>(十一) 連席会議が考慮すべきと認めるその他の要素</p> <p>第58条【安全審査決定の種類】</p> <p>国家安全審査結果に基づき、国務院又は連席会議は、次の各号に掲</p>	

項目	関連条文	要点解説
	<p>げる決定を下すことができる。</p> <p>(一) 外国投資が国家の安全を害さない場合には、承認とする。</p> <p>(二) 外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があるが、制限的条件を付加することによって除去することができる場合には、条件付き承認とする。</p> <p>(三) 外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があり、かつ、除去することができない場合には、不承認とする。</p> <p>第73条【行政再審議及び訴訟の免除】</p> <p>本章により下された国家安全審査決定に対しては、行政再審議及び行政訴訟を提起してはならない。□</p>	
情報報告制度	<p>第75条～第99条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第75条【情報報告制度】</p> <p>国は、外国投資情報報告制度を確立及び完全化し、遅滞なく、正確且つ全面的に全国の外国投資状況及び外国投資企業の運営状況を把握し、外国投資に係る法律法規及び政策の制定及び完全化並びに外国投資の促進及び誘導のために根拠を提供する。</p> <p>第78条【情報報告の主体】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国投資者または外国投資企業はその投資経営行為に対し、ネガティブリストに該当するかどうかを問わず、すべて情報報告義務を履行しなければならない。 ・ 情報報告制度には、3種類がある。 <p>①投資実施報告（投資実施前または実施後30</p>

項目	関連条文	要点解説
	<p>外国投資者及び外国投資企業は、本法により情報報告義務を履行しなければならない。</p> <p>第85条【情報報告の時期】</p> <p>外国投資者又は外国投資企業は、投資の実施前又は投資の実施日から30日以内に、本節の規定により情報報告を提出しなければならない。</p> <p>外国投資の実施に対し法律法規に登記要求がある場合には、相応する登記を完了した日をもって投資実施日とし、登記要求がない場合には、投資取引が完了した日をもって投資実施日とする。</p> <p>第89条【変更報告の内容】</p> <p>外国投資事項に変更が生じた場合には、外国投資者又は外国投資企業は、変更事項の発生後30日以内に、変更報告を提出しなければならない。(略)</p> <p>第92条【年次報告の内容】</p> <p>外国投資者の中国国内における投資が外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合には、外国投資企業は、毎年4月30日までに、前年度の情報報告を提出しなければならない。(略)</p> <p>第94条【重点外国投資企業の四半期報告】</p> <p>外国投資者によって支配されている外国投資企業で、その資産総額、売上高若しくは営業収入が100億人民元を超えるもの又はその子会社数が10社を超えるものは、各四半期の終了後30日以内に、四半期</p>	<p>日以内に報告)</p> <p>②変更報告(資本変更、持分変更、定款内容の変更等の変更事項が発生後の30日以内に報告)</p> <p>③定期報告(通常年一度に情報報告、一定規模以上の重点企業は四半期ごとに情報報告)</p>

項目	関連条文	要点解説
	の経営状況情報及び財務会計情報を報告しなければならない。	
投資促進制度	<p>第100条～第110条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第100条【投資促進メカニズム】</p> <p>国は、外国投資発展戦略を制定し、外国投資促進メカニズムを確立及び完全化し、外国投資が我が国の国民経済及び社会発展に適したものとなるよう誘導し、外国投資利用の品質及び水準を引き上げる。</p> <p>第101条【投資促進政策】</p> <p>国は、法により財政、税収、金融、人材、産業、教育訓練、研究開発等の方面の政策措置を制定し、外国投資を促進する。</p> <p>第105条【国際投資促進機構】</p> <p>国は、国際投資促進機構による外国投資促進活動の組織・展開を支持する。国際投資促進機構は、内閣の外国投資主管部門の指導の下で、次の各号に掲げる職責を履行する。(略)</p> <p>第109条【特別経済区域】</p> <p>内閣は、特殊経済区域を設置して、外国投資を促進し、対外開放を拡大することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資促進政策、投資促進機構、特殊経済区域等の面から投資促進制度について定められている。

項目	関連条文	要点解説
投資保護制度	<p>第111条～第118条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第111条【公用徴収】</p> <p>特段の場合を除き、国は、外国投資に対して公用徴収を実行しない。</p> <p>国は、社会公共の利益の必要に基づき、外国投資に対して公用徴収を実行する場合には、法定の手続に従って行い、かつ、法により補償を与えなければならない。</p> <p>第112条【公用使用】</p> <p>応急処置、災害救助等の緊急の必要性のために、法律所定の権限及び手続により、外国投資者及び外国投資企業の中国国内における不動産又は動産を公用使用することができる。</p> <p>外国投資者及び外国投資企業の中国国内における不動産又は動産を公用使用する場合には、法により合理的な使用料を支払わなければならない。公用使用された不動産又は動産は、使用後に、被公用使用者へ返還しなければならない。公用使用された不動産又は動産が毀損又は滅失した場合には、法により補償をしなければならない。</p> <p>第113条【国家賠償】</p> <p>国家機関及びその職員が違法に職権を行使して外国投資者及び外国投資企業に損害をもたらした場合には、外国投資者及び外国投資企</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公用徴収、公用使用、国家賠償、移転、透明度、知的財産権の保護等の面から、外国投資者およびその投資に対する保護制度が全面的に強化されている。

項目	関連条文	要点解説
	<p>業は、法により賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第114条【移転】</p> <p>法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除き、国は、外国投資者の出資、利益、資産処分所得、法により獲得した補償又は賠償等の適法な財産の自由な転入又は転出を許可する。</p> <p>第115条【透明度】</p> <p>国は、外国投資に関係する法律法規及び司法判決を法により遅滞なく公布する。</p> <p>外国投資者及び外国投資企業は、法により法律法規制定手続に参画し、かつ、評論意見を表明することができる。</p> <p>第116条【知的財産権の保護】</p> <p>国は、外国投資者及び外国投資企業の知的財産権を法により保護する。</p>	
<p>苦情の協調処理制度</p>	<p>第119条～第125条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第119条【苦情協調処理メカニズム】</p> <p>国は、外国投資苦情協調処理メカニズムを確立し、外国投資者及び外国投資企業と行政機関との間における投資紛争の協調及び処理を担当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の協調処理制度を規定している。外国投資苦情協調処理センターによる外国投資者および外国投資企業と行政機関との間における投資紛争の協調および処理の職能を強化している。

項目	関連条文	要点解説
	<p>第120条 【苦情協調処理センターの職責】</p> <p>国際投資促進機構は、全国外国投資苦情協調処理センターを設置し、全国範囲内における影響の重大な外国投資苦情事項を協調処理し、次の各号に掲げる職責を履行する。</p> <p>(一) 外国投資苦情事項の受理及び移送をする。</p> <p>(二) 関係する地方及び部門と外国投資苦情事項を協調処理する。</p> <p>(三) 外国投資苦情事項処理方案の実行状況について督促及び検査をする。</p> <p>(四) 外国投資苦情事項の具体的な状況に基づき、関係する地方及び部門に対して政策の安全化及び業務改善に係る提言を申し入れる。</p> <p>(五) 外国投資苦情状況を研究分析し、国务院の外国投資主管部門に対して報告を提出する。</p>	<p>る。</p>
<p>監督検査制度</p>	<p>第126条～第143条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第126条【監督検査】</p> <p>外国投資主管部門は、外国投資者及び外国投資企業が本法を遵守しているか否かについての監督検査を強化しなければならない。</p> <p>工商、税務、外貨、監査等その他の行政主管部門は、法により監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場参入の拡大および事前の行政許認可の減少とともに、事後の監督管理が強化されている。監督検査の開始、検査方式、検査内容、検査結果等の面から監督検査制度について全面的に規定している。外国投資者の信義誠実記録

項目	関連条文	要点解説
	<p>検査職能を履行する。</p> <p>第127条 【監督検査の開始】</p> <p>外国投資主管部門は、次の各号に掲げる事由に基づき外国投資企業に対する監督検査を開始することができる。</p> <p>(一)定期サンプリング検査</p> <p>(二)通報に基づく検査の実施</p> <p>(三)関係部門及び司法機関の提言及び報告された状況に基づく検査の実施</p> <p>(四)その他職権により開始する検査</p> <p>第131条 【検査内容】</p> <p>検査内容には、次の各号に掲げるものが含まれる。</p> <p>(一)実施禁止目録に明記された分野において投資を実施しているか否か</p> <p>(二)実施制限目録に明記された分野において無許可で投資を実施しているか否か</p> <p>(三)参入許可決定に付加された条件を遵守しているか否か</p> <p>(四)国家安全審査決定に付加された制限的条件を遵守しているか否か</p> <p>(五)情報報告義務を履行しているか否か</p> <p>(六)外国投資主管部門が下した行政処罰決定を履行しているか否か</p> <p>(七)国家の安全及び社会公共の利益を害する行為が存在しているか否か</p> <p>(八)その他本法に違反する状況が存在しているか否か</p>	<p>(中文:誠信檔案)制度の確立により、外国投資者および外国投資企業の自律意識を強化させる。</p>

項目	関連条文	要点解説
	<p>第141条【信義誠実記録】</p> <p>国务院の外国投資主管部門は、外国投資信義誠実記録システムを確立する。</p> <p>外国投資信義誠実記録システムに記録する情報には、外国投資者及び外国投資企業が設立登記、生産経営等の活動中に形成した情報、並びに外国投資主管部門その他の主管部門が監督検査中に把握した、それらの信義誠実状況を反映した情報が含まれる。</p> <p>外国投資信義誠実記録システムに係る管理の具体的な方法については、国务院が別途定める。</p>	
<p>法律責任制度</p>	<p>第144条～第152条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第144条【禁止目録内における投資】</p> <p>外国投資者が実施禁止目録に明記された分野において投資した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、投資の実施を停止して期限内に出資持分又はその他の資産を処分するよう命じ、不法所得を没収し、かつ、10万元以上100万元以下又は不法投資額の10%以下の過料を科する。</p> <p>第145条【参入許可規定違反】</p> <p>外国投資者が実施制限目録に明記された分野において無許可で投資した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、投資を停止して期限内に出資持分又はその他の資産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律責任を全面的に規定している。禁止分野への投資、無許可または許可条件違反での制限分野への投資、情報報告義務の違反、国家安全審査規定の違反、強制的法律規定の回避等の場合に負うべき行政法律責任または刑事法律責任が定められている。

項目	関連条文	要点解説
	<p>を処分するよう命じ、不法所得を没収し、かつ、10万元以上100万元以下又は不法投資額の10%以下の過料を科する。</p> <p>外資投資者が外国投資参入許可の付加条件に違反した場合には、許可決定を下した外国投資主管部門は、期限を定めて是正するよう命じ、かつ、5万元以上50万元以下又は投資額の5%以下の過料を科する。期限を徒過して是正されない場合、又は情状が重大である場合には、外国投資主管部門は、参入許可を取り消すことができる。</p> <p>第147条【情報報告義務違反による行政上の法的責任】</p> <p>外国投資者又は外国投資企業が本法の規定に違反し、情報報告義務について期限どおりに履行することができず、若しくは履行を回避した場合、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠蔽し、誤導性のある若しくは虚偽の情報を提供した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、期限を定めて是正するよう命じ、期限を徒過して是正されない場合、又は情状が重大である場合には、5万元以上50万元以下又は投資額の5%以下の過料を科する。</p> <p>第148条【情報報告義務違反による刑事上の法的責任】</p> <p>外国投資者又は外国投資企業が本法の規定に違反して情報報告義務の履行を回避した場合、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠蔽し、誤導性のある若しくは虚偽の情報を提供し、情状が特に重大である場合には、単位を罰金に処し、当該単位の直接に責任を負う主管人員その他の責任者については、一年以下の有期懲役又は拘役に処す。</p>	

項目	関連条文	要点解説
	<p>第149条【回避行為の法的責任】</p> <p>外国投資者及び外国投資企業が名義借り、信託、マルチレベル再投資、リース、請負、融資アレンジ、協議支配、国外取引その他何らかの方式をもって本法の規定を回避し、実施禁止目録に明記された分野において投資し、実施制限目録に明記された分野において無許可で投資し、又は本法所定の情報報告義務に違反した場合には、それぞれ本法第144条【禁止目録内における投資】、第145条【参入許可規定違反】、第147条【情報報告義務違反による行政上の法的責任】又は第148条【情報報告義務違反による刑事上の法的責任】により処罰を行う。</p>	
その他	<p>第153条～第170条</p> <p>条文抜粋:</p> <p>第153条【発効前存続企業】</p> <p>本法の発効前に法により存続する外国投資企業には、本章に別段の定めがある場合を除き、本法の規定を適用しなければならない。</p> <p>第154条【発行前存続企業の変更】</p> <p>本法の発行前に法により存続する外国投資企業で、本法の発効後に経営事項を変更したものは、本法の規定により参入許可を申請しなければならない。</p> <p>本法の発効前に法により存続する外国投資企業で、本法の発効後に投資金額を新規増加し実施制限目録中所定の基準に達したものは、参</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草案の附則（第153条～第170条）では、草案発効前の存続企業の取り扱い、協議支配の取り扱い、外国国籍の取得、外国の永久居留権の取得、中国の永久居留権の取得、香港・マカオ・台湾・華僑投資の取り扱い、投資契約の準拠法等を明らかにしている。 ・ 協議支配(VIEモデル)の取り扱いについて、草案に関する説明では、協議支配は外国投資の一種として、本法の発効後に本法を適用し、本法

項目	関連条文	要点解説
	<p>入許可を申請しなければならない。</p> <p>第155条【既存条件下での経営継続】</p> <p>本法の発効前に法により存続する外国投資企業は、当初認可された経営範囲、期限その他の条件下で経営を継続することができる。</p> <p>第157条【企業の組織形態及び組織機構の変更】</p> <p>本法の発効前に法により存続する外国投資企業は、本法の発効後3年以内に「会社法」、「組合企業法」、「個人独資企業法」等の法律法規に従って企業の組織形態及び組織機構を変更しなければならない。ただし、企業の既存経営期間が本法の発効後3年以内に満了し、かつ、経営期間を延長する予定である場合には、企業の既存経営期間内に変更を行わなければならない。</p> <p>前項の規定により変更を完了するまでは、引き続き「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」中の企業組織形態及び組織機構に関する規定を適用する。</p> <p>第158条【協議支配の取扱い】</p> <p>（“中華人民共和国外国投資法（草案意見募集稿）に関する説明”参照。）</p>	<p>の発効前に既存する協議支配による投資については、本法の発効後も外国投資の禁止または制限の分野に該当する場合、その取り扱いに關し理論上と実務上ではいくつかの見解があるが、公衆の意見を広範に聴取した上で、この点をさらに検討し、意見を提出するとしている。</p>

3.草案に関する評価

(1)中国の外資法体制に関する全面的な再構築

従来の外資三法等は、外商投資企業のガバナンス構造等について、会社法と異なる特別な規定を設けており、内資企業と外商投資企業との差別を生じさせている。草案では、このような「企業法」の内容について規定していないため、外国投資企業の組織形態(合弁または独資、有限責任公司または股份有限公司)、組織機関、出資、財務、合併と分割、清算と解散等について、統一的に会社法等を適用することとなる。また、草案では、融資、納税、外貨、労働、仕入および販売等の事項についても規定されていないため、これらの内容についても基本的に内資企業と同様に関連する法律法規を適用することとなる。

また、草案は、各種の外国投資の参入、保護、監督管理および促進等について規定している。特に外資参入について、現行の外商投資管理制度を改革し、内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルを実施するとしている。外資三法で確立された案件ごとの審査認可制度に基づく管理モデルを廃止し、外商投資企業の契約や定款等に対する行政審査をやめ、新たに「限定的な参入許可制度+全面的な情報報告制度」に基づく外資参入管理制度を構築した。これにより、外資参入のほとんどは審査を受ける必要がなくなると予想されるので、個別審査認可制度を特徴とする現行の外商投資管理制度に対する重大な改革と評価できよう。

(2) 新制度の創出と形式より実質重視の原則

草案では多数の新制度を追加して定めている。例えば、外国投資の参入制度(ネガティブリスト管理モデル)、全面的な情報報告制度(投資報告、変更報告、定期報告)、苦情の協調処理制度等は、いずれも新たに定められたものである。さらに、「外国投資者」および「支配」の判断基準等も、これまでで初めて設けられた規定である。

また、草案は、形式より実質を重視する点が特徴的である。例えば、「外国投資者」の判断基準について、登録地基準のほか、実質支配という基準も導入されている。つまり、対象企業は中国国内で設立される企業であっても、実質支配者が外国の企業または個人の場合、外国投資

者と見なされる。また、「外国投資」の定義について、持分投資に限定せず、中長期融資、天然資源の探査・開発またはインフラ建設・運営に係る特許に基づく権利の取得、不動産権利の取得、契約、信託等の方式による支配等の投資方式も外国投資に含まれるとされている。これにより、各形式の外国投資は、統一に監督管理されることになる。さらに、投資金額により参入許可取得の必要性を判断する際、一回の投資金額に基づくのではなく、2年の間に同一投資事項に対する投資金額が累計で計算され、1年以上の融資額もこの投資金額に計上される。これにより、投資金額を分割することにより参入許可を回避することができなくなると考えられる。

(3) VIE モデルに対する影響

VIE(Variable Interest Entities)モデルとは、協議支配とも呼ばれ、実際に業務を運営する対象会社に対し、持分による支配を通さず各種の協議の締結により支配と財務連結を実現するスキームをいう。VIEモデルは主に中国企業の海外での上場、融資、および外国投資者が中国の外資参入制限への回避に利用されている。現行法において、VIEモデルはまだグレーゾーンであり、その合法性等については明確ではない。

草案は、第15条【外国投資】、第18条【支配】、第45条【実質支配状況によるみなし内資】、第149条【回避行為の法的責任】、第158条「協議支配の取扱い」等の内容により、VIEモデルの合法性の判断基準が比較的明確にされることになった。具体的には、VIEモデルにおける中国対象企業の実質支配者が中国投資者である場合、中国対象企業への投資は中国投資者による投資とみなされるため、申請により外資参入の制限を受けないとする事ができる。一方、中国対象企業の実質支配者が外国投資者である場合、中国対象企業への投資は外国投資者による投資とみなされるため、外資参入禁止の分野への参入は違法となり、外資参入制限の分野において参入許可を取得できなければその運営は違法とされることとなる。ただし、草案の発効前に既存するVIEモデルは、多数にのぼることもあり、草案では慎重な態度がとられており、その取扱いについて公衆の意見を広範に聴取した上に検討、制定するとしている。

(4)今後の立法プロセス

外国投資法は法律に該当するため、その立法プロセスとして、意見募集→商務部(審議、修正)→国務院(審議、修正)→全国人民代表大会常務委員会(審議、修正、議決)→国家主席(公布)となり、最終の公布までまだ相当な時間が必要であると考えられる。また、今後修正が行われ、最終版の内容は、大きな変更等がなされる可能性もある。

なお、新たな外資管理体制の構築には、本法のほか、本法と関連する法令、例えば、本法の実施ガイドライン、ネガティブリスト、安全審査ガイドライン、情報報告ガイドライン等の制定も必要であり、今後これらの内容を確認する必要があると考えられる。

以上